

気象庁海洋大循環モデル及び海洋データ同化システムの貸与に関する
防衛省及び気象庁間申合せ

防衛省（以下「甲」という。）及び気象庁（以下「乙」という。）は、気象庁海洋大循環モデル及び海洋データ同化システムを乙が甲に貸与することについて、下記のとおり申し合わせる。

記

第1条 乙は、甲に対して、気象庁海洋大循環モデル及び海洋データ同化システム（以下「当モデル」という。）を貸与する。

2 甲は現業運用及び研究開発の目的に限り、当モデル（当モデルを改造したモデルを含む。以下、同じ。）を利用することができる。

3 甲は、当モデルの利用を終了した場合、当モデルを乙に返却する。

第2条 甲は、第3条に定める場合を除き、当モデルを第三者に提供しない。

第3条 甲は、目的の範囲内で、当モデルに係る業務の一部を第三者（以下「受託者」という。）に委託することができる。

2 甲は、受託者に対し、委託の目的に限定した利用を条件に当モデルを貸与することができる。

第4条 甲は、当モデルを使用した研究成果等を公表する際は、当モデルを利用した旨を明記する。

第5条 甲は、当モデルの利用について、乙に対して助言を求めることができる。ただし、当モデルの利用に起因するいかなる結果に対しても乙に責任を求めない。

2 甲と乙は、お互いに、当モデルの利用において参考となる情報の提供に努めるものとする。

第6条 この申合せに関し、変更の必要が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

第7条 この申合せの締結を証するため、本申合せの正本2通を作成し、各自1通を保管する。

平成31年3月28日

甲 東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省防衛政策局調査課長 小杉 裕一



乙 東京都千代田区大手町1-3-4
気象庁総務部企画課長 森 隆志

